

春の全国火災予防運動

今一度気持ちを引き締めて

3月1日(月)～7日(日)に、「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」をスローガンに春の全国火災予防運動が行われます。この機会に、あらためて我が家の防火対策を考えてみませんか。

春は冬に比べてストーブなどの火気の使用が少なくなるにもかかわらず、冬と同じぐらい多くの火災が発生します。これは、寒気が緩むため火気に対する注意がおろそかになる上、春一番など強い風



いろいろな住宅用火災用品が(防火対策展)

が吹き空気が乾燥しやすいからです。今一度気持ちを引き締めて防火に心掛けましょう。

住宅防火対策展

市消防本部では火災予防運動期間に合わせて、パンフレットや住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を開催します。

火災を早期に見出し、避難することにより、死者数を少しでも減らすため、住宅用火災警報器などの設置が平成20年6月1日から義務付けられています。

日時 3月1日(月)～5日(金) 午前8時30分～午後5時15分(5日は午後2時まで)

会場 市役所1階ロビー

悪質な訪問販売に注意

「消防署から来た」と言って、消火器・住宅用火災警報器を高額な値段で売りつけるといった被害が発生しています。悪質な訪問販

売には十分注意してください。

老朽化消火器の廃棄

消火器の耐用年数は保管環境によって異なりますが、おおむね8年が目安となっています。不用になった消火器は、適正に処理しなければ思わぬ事故につながります。廃棄するときは、日本消火器工業会会員の消火器取扱店に処理を依頼しましょう。

放火の防止

市内で、放火や放火の疑いのある火災が発生しています。地域住民の皆さんが協力し、「放火されない・放火させない」環境を作ることが大切です。

※火災予防運動期間中の防火相談は市消防本部予防課または最寄りの消防署へ。
市消防本部予防課

成田消防署	☎20-11591
飯岡分署	☎20-11594
三里塚消防署	☎36-01119
空港分署	☎35-11007
赤坂消防署	☎30-11187
公津分署	☎26-32110
大栄消防署	☎29-6627
下総分署	☎73-4141
	☎96-11119

空き地の管理

所有者はしっかりと

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や害虫類の発生原因となり、周囲に迷惑を掛けます。また、冬季には空気が乾燥し、草も立ち枯れ状態となっていることから、火災も発生しやすくなっています。

空き地の所有者は周囲の迷惑にならないよう早めに草を刈るなど、しっかりと土地管理に努めてください。

市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

教育資金に利子補給

国のローンを受けている人に

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人、在学している人やその親族を対象に、在学期間中(最長7

年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件 金融機関から国の教育ローンの融資を受けていて次の2つに当てはまる人

○市内に1年以上住民記録(外国人登録)のある人

○市税を完納している人

利子補給の期間 交付決定された月からの在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書(平成21年度分)、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

今月の納税

- ①固定資産税・都市計画税(第4期)
- ②国民健康保険税(第8期)
- ③後期高齢者医療保険料(第8期)
- ④介護保険料(第8期)

納期…2月16日(火)～3月1日(月)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)②③保険年金課(☎20-1526)④介護保険課(☎20-1545)へ。

緑の基本計画

皆さんのご意見を

市では、緑の保全のために、公園緑地の整備量の目標とバランスの取れた配置など市全体の緑の将来像を定めた「緑の基本計画」の策定を進めています。計画案ができましたので公表し、意見を募集します(パブリックコメント)。

期間 2月22日(月)～3月21日(日)

公表場所 公園緑地課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、公園緑地課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/ken/index0000.html>)

提出方法 公表場所にある意見提

市長日誌



【1月16日～31日】

20日	(仮称)「大字別地域の事典」編集委員会会議
22日	新春交通安全出動式・安全祈願
24日	池坊成田市支部新春初生け式
25日	社会福祉協議会表彰式・感謝状贈呈式 コミュニティバス等交通会議
26日	千葉県市長会定例会・職員表彰式
27日	成田空港緊急戦略プロジェクト会議
28日	成田赤十字病院運営協議会
29日	八富成田斎場管理運営連絡協議会
30日	有機農業者技術交流会



有機農業者技術交流会で

出用紙に必要事項を書いて、直接または郵送、FAX、Eメールのいずれかで公園緑地課(〒286・8585 花崎町760 FAX 22・4493 Eメール ken@city.narita.chiba.jp)へ。

直接提出する場合は下総・大栄支所農産土木課でも受け付けます

結果の公表 内容ごとに整理・分類し、市の考えと共にホームページなどで掲載

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

不法投棄防止

土地の適正な管理を

道路や個人の土地への不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロール、監視カメラの設置や警備会社による夜間パトロールを行うなど、防止に努めています。

不法投棄を防止するには、地域での不審者、不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理も大切です。不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20・1532)へ。

行政改革大綱・行政改革推進計画

意見を寄せてください

市では、行政改革に関する基本方針を定めた新たな行政改革大綱と、改革の具体的な取り組み事項を定めた行政改革推進計画の策定を進めています。大綱と計画の素案ができましたので、公表し意見を募集します(パブリックコメント)。

期間 2月24日(水)～3月10日(水)

公表場所 行政管理局(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、行政管理局ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/joho/index0000.html>)

html)

提出方法 公表場所にある意見提出用紙に必要事項を書いて、直接または郵送、FAX、Eメールのいずれかで行政管理局(〒286・8585 花崎町760 FAX 24・1655 Eメール gyosei@city.narita.chiba.jp)へ。

結果の公表 内容ごとに整理・分類し、市の考えと共に後日ホームページなどで掲載

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

がけ地整備

500万円を限度に事業費の半額を補助

がけ崩れは、斜面が突然崩れ落ちる災害で、大雨・長雨・地震により、地面が緩んだときに突然発生します。スピードも速く、崩れた土砂が、斜面の高さの2～3倍も離れた所まで達することもあります。

市では、危険ながけ地に擁壁を設けたり、傾斜地を整備したりする人に対して補助をしています。対象 2 次のいずれかの事業(宅地造成事業や宅地分譲事業の一つ)としての整備は除く)

○高さ(垂直)が5m以上、傾斜度が30度以上のがけ地の整備

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備
補助額 500万円を限度に、事業費の半額

補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20・1550)へ。

成田都市計画事業

事業計画案の縦覧

JR成田駅東口第二種市街地再開発事業の事業計画(案)を次の期間に縦覧できます。

この事業に係る土地(隣接地まで)またはその土地に定着する物件について権利を有する人は、市長に対し意見書を提出することが出来ます。

縦覧期間 2月22日(月)～3月8日(月)(土・日曜日は除く)

縦覧場所 市街地整備課(市役所5階)

意見書提出期間 3月9日(火)～23日(火)

※くわしくは市街地整備課(☎20・1591)へ。

冬季の省エネ

室温は
20度以下を目安に

冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心掛けましょう。

○室温20度以下を目安に温度調節をする

○暖房機器は必要な時間・場所を考慮して使用する

○電気・ガス・石油機器の購入は省エネタイプを検討する

○見ていないテレビは消すなど、電気機器は不要時に点けたままにしない

○長時間使わない電気製品のプラ

グは、小まめに抜く

○冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い、詰め込み過ぎない

○料理の下ごしらえに電子レンジを活用する

○お風呂は冷めないうちに続けて入るようにし、できるだけ追いだきをしない

○シャワーのお湯は不要時に流したままにしない

市では、率先して省エネに取り組むとともに、12月1日～3月31日までの期間、職員のウォームビズ(室温20度を目安とした空調の稼動と、過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。

※くわしくは環境計画課(☎20-1553)へ。

ジェネリック医薬品

ご存じですか

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された先発医

薬品(新薬)の特許が切れた後に、有効成分・用法・効能・効果が同じ医薬品として、ほかのメーカーが製造・販売する薬です。価格は品目ごとにさまざまですが、開発コストが少ないため、新薬よりも安価での提供を受けることができます。

一方、新薬には、新たな効能やより高い治療効果が期待できます。治療の可能性を広げる新薬と、時代の節約につながるジェネリック医薬品を上手に使い分け治療に役立てましょう。

ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。まずは、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

ジェネリック医薬品希望カード

「ジェネリック医薬品希望カード」は、医療機関や薬局に提示することで、ジェネリック医薬品を希望していることを伝えるためのカードです。

国民健康保険に加入していて、希望する人には、ジェネリック医薬品希望カードを配布しますので、保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課に来てください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

事業所ごみの処理

一般家庭用の
集積所には出せません

飲食店や事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責任で適正に処理しなければなりません。

一般家庭用の集積所に出すことはできません。分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

下総・大栄地区を除く地区
分別方法

「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用(ごみ袋・推奨台)を使用してください。

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合

・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36-1689)
・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36-1000)

「ビニール・プラスチック類」は直接搬入できませんので、許可業者に委託してください。

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

下総・大栄地区

分別方法

「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用してください。

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合

下総・大栄支所農産土木課で配布する搬入券が必要です。

・「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」：伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)

「ペットボトル」は直接搬入できません。リサイクルを促進するために許可業者に委託してください。

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。